

**令和7年度
部活動の在り方に関する活動方針**

小美玉市小川南中学校

目次

はじめに	1
第1 「小美玉市部活動の在り方に関する活動方針」策定の趣旨	2
第2 新たな部活動に向けての市活動方針	3
1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営	3
2 適切な部活動の運営のための体制整備	4
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	5
4 適切な休養日等の設定	7
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	8
6 学校単位で参加する大会等の見直し	10
終わりに	11

資料

- 別添1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)
- 別添2 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年12月文化庁)
- 別添3 茨城県部活動の運営方針(令和元年7月茨城県教育委員会)

はじめに

○ 学校の部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動の責任者(以下「部顧問」という。)の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、本市のスポーツや文化及び科学等の振興・発展の基盤を担っている。

○ 運動部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。

また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されている。

○ 本市の部活動は、長年にわたり顧問の指導にかける情熱と献身的な取組により、生徒の体力や技能等の向上はもちろんのこと、他者を尊重し協働する精神や、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培うなど、豊かな人間形成を育む基礎を担っている。

○ しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が困難になってきている。

○ 将来においては、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤や芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものとして、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動に取り組むことができるよう、速やかに、部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

第1 「小美玉市部活動の在り方に関する活動方針」策定の趣旨

○ 「小美玉市部活動の在り方に関する活動方針」(以下、「市活動方針」という。)は、本市における中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)の部活動を主な対象とし、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で実施されることを目指す。

◇ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、

・運動部活動においては、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること

・文化部活動においては、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること、とともに、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにすること。

◇ 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり学校は、学校教育の一環として教育課程との密接な関連を図り、適正な時間管理の下、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めること。また、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。

◇ 学校全体として部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めること。

◇ 文化部活動は、その多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

○ 学校は、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以後、「運動部活動ガイドライン」という。)(※別添1参照)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以後、「文化部活動ガイドライン」という(※別添2参照)、「茨城県部活動の運営方針」(以後、「県運営方針」という。)(※別添3参照)並びに「市活動方針」に則り、今後、持続可能な運動部活動の在り方について検討するとともに、速やかに改革に取り組む。

○ 市教育委員会は、「市活動方針」に基づく中学校の部活動に関する改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

第2 新たな部活動に向けての市活動方針

1 学校教育の一環としての部活動の適切な運営

◇ 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標、経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

○ 部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施するものである。

○ 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく必要がある。

○ 学校は、保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促す。

○ 学校は、PTA総会やホームページ等を利用して、保護者及び地域に対し積極的に部活動に関する情報提供を行い、学校と地域並びに保護者間の共通理解を図る取組を推進するとともに、学校公開等の機会を積極的に活用して、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

◇ 校長は、「県運営方針」並びに「市活動方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

また、部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(1)部活動の方針の策定等

ア 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。

イ 市教育委員会は、各学校において部活動の活動計画の策定等が効率的・効果的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うなど、必要に応じて学校に対して支援を行う。

(2)部活動の指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。

イ 部活動の運営に関する校内組織体制として、「部活動運営委員会(仮称)」等を設置し、教職員のみならず、保護者や地域のスポーツ・芸術文化活動等関係者、学校医なども加え、生徒の発育・発達の段階に応じた適切な活動内容や時間(量)、学校と保護者及び地域間の連携方策について、幅広く議論を深めつつ、十分な理解と協力を得る。

ウ 校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に部活動を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たり、定期的な研修の機会を主に以下のような内容で設定する。

- ・ 学校教育の一環である部活動の位置付け
- ・ 部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである教育的意義
- ・ 生徒の発育・発達の段階に応じた科学的な指導方法
- ・ 安全確保や事故発生時の適切かつ迅速な対応
- ・ 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止

- ・ 服務(校長の監督を受けることや生徒,保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止)等の遵守

オ 市教育委員会及び学校においては,県教育委員会や各種団体等と連携し,特に競技や実技,指導経験のない部顧問を対象として,指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより,専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や,できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け,部顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。

カ 各学校において,近隣の学校間における連携や,中学校や高等学校など異校種間での合同練習会等の機会を充実させ,指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。

キ 学校は,外部指導者等(ボランティアを含む)の活用に当たり,申請者の面談を以下のような内容で設定する。面談を行うのは,学校長及び部顧問とする。任用・配置は年度末までとし,継続する場合は再度面談を行い,登録を更新する。面談後,学校は登録申請書の写しを市教育委員会に提出する。

〈面談の内容〉

- ・ 申請者の話(動機,競技に関する経歴,資格等)
- ・ 部顧問の話(「学校の部活動に係る活動方針」の説明,外部指導者(ボランティア)の必要性等)
- ・ 学校長の話(学校における部活動の位置付け,活動方針に違反した際の措置等)
- ・ 登録申請書の提出及び誓約書の署名

外部指導者等に関する用語について

①部活動指導員

- ・学校教育法施行規則第78条の2に規定されている指導員で,市長が任命する会計年度任用職員。
- ・学校長の指導及び監督を受け,練習指導,大会や練習試合に係る生徒の引率を単独で行う。

②外部指導者

- ・学校長の委嘱により,部顧問と連携・協力しながら部活動のコーチとして技術的な指導を行う。
- ・中体連への登録をすることで,大会でのベンチ入りや指導が認められる競技がある。

③学校支援ボランティア

- ・学校支援ボランティア活用事業の一つで,部活動においては主に部顧問の練習指導の補助や審判を行う。
- ・市が傷害保険の加入を行う。(図書カードを謝礼として渡す。)

④無償ボランティア

- ・①～③に属さず,顧問の練習指導の補助や,練習の見守りを行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

◇ 学校は、部活動を組織的に運営するとともに、生徒の生活や健康に留意しながら、部顧問の指導に係る業務の適正化を図るため、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的に活動していくこととする。

(1)適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。また、市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、科学的な見地にに基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医等と連携・協力して、発育・発達個人の差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動の運営をマネジメントしていく観点から、部活動経営の基本として「PDCAサイクル」を着実に実施することが必要である。

さらに、計画(Plan)前に、調査(Research)、計画の目標(Object)等を加え、より最適な運営を目指した工夫・改善に努めることが重要である。

1 Plan (計画)・・・実績や生徒の実態に応じて作成

2 Do (実施・実行)・・・計画に沿って安全に実施

3 Check (点検・評価)・・・実施状況や効果・成果を点検・評価

4 Action (処置・改善)・・・実施計画や活動内容の見直し、改善

オ 部顧問は、活動目標、指導方針、出場試合・大会等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう適切に伝えることが重要である。また、日頃の指導においても、部顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする必要がある。

(2) 熱中症事故の防止

ア 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断すること。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。

4 適切な休養日等の設定

◇ 運動部活動における休養日の確保及び活動時間については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、望ましい活動時間を設定することとする。

◇ 文化部活動においても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであるため、授業及びその準備のための時間や生活時間全体とのバランスを見ながら、活動時間を設定することとする。

○ 学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)はいずれか1日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

○ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。(夏季休業期間中は8月13日～8月15日を含む7日間、冬季休業期間中は12月27日～1月3日の8日間を休養期間とする。)

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。(練習試合並びに各種大会等への参加に当たっては、その限りとしなない。)できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないよう、原則として朝の活動は行わず、放課後の限られた時間で活動していく。
- 学校として生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、長期的・計画的に指導を実践していくことが重要であるとともに、総合体育大会並びに新人体育大会及び吹奏楽コンクールの大会前は、日々の努力の積み重ねの成果を存分に発揮することが必要とされる重要な期間であることから、この期間にこそ、校長のリーダーシップの下、十分に活動時間等の調整をする。(種目の特性等を踏まえ、大会開催月1ヶ月前から、トレーニング期間や調整期間として、朝の活動時間を設定することができる。)
- 校長は、2に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- 定期試験実施前3日間を、部活動休養日とする。また、始業式、終業式(修了式)、県民の日は、部活動休養日とする。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

◇ 学校は、生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置や、学校の実情に応じた合同部活動等の推進、部活動指導員等の積極的な活用を図るとともに地域の部活動に関係する団体と連携するなど、組織として体制を整えていくこととする。

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた運動部活動の設置

- ア 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部活動の設置を検討する。具体的に、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものなどが考えられる。
- イ 少年期におけるジュニア・アスリートの育成については、必ずしも、学校における全ての運動部活動が担うものではない。とりわけ、高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして、組織として育成体制を整えることが必要である。その際、運動部顧問の負担軽減を図るため、顧問が、地域の指導者として恒常的に参加することがないようするとともに、生徒のバランスのとれた生活や健全な成長に配慮した指導体制をつくる必要がある。

(2)生徒の多様なニーズを踏まえた文化部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部活動の設置を検討する。具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものなどが考えられる。

(3)地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や地域のスポーツ団体、芸術文化関係団体及び社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者、社会教育施設及び文化施設の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

イ 市内各競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の整備を推進する。また、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の資質の向上に関する取組に協力する。

ウ 芸術文化等における各分野の関係団体等は、県もしくは市教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

◇ 学校は、各部活動が参加する大会・試合や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等を把握し、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する必要がある。

○ 市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を含めた在り方について見直す。

○ 各学校の部活動が参加する大会数は月1回程度とする。

○ 校長は、茨城県中学校体育連盟及び文化部活動に関わる組織並びに市教育委員会が定める上記の各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

○ 「市活動方針」は、生徒及び部顧問の両視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示す方針であるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ・芸術文化等の活動のための環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

○ このため、市教育委員会は、国の「運動部活動ガイドライン」、「文化部活動ガイドライン」並びに「県運営方針」を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ・芸術文化等の活動の機会の確保・拡充に向けた方策を検討する。

○ スポーツにおける各種競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期における運動・スポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、県や公益財団法人日本体育協会、公益財団法人茨城県体育協会等とも連携し、市内の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

○ 芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点から、文化部活動や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、県や文化部活動に関わる組織とも連携し、生徒を早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

○ 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)段階においても、学校教育の一環として行われるスポーツ・芸術文化等の活動については、児童の発達の段階や教員の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間に配慮する必要があることから、部活動に準じた取扱いをすることとする。